

【障がい者などの観覧料免除について】

次に該当する方は観覧料が免除されます。

- 観覧する障がい者本人について（手帳などの提示が必要となります）
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 療育手帳の交付を受けている方
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 介助者について（それぞれ各 1 名が対象となります）
 - (1) 前記(1)（身体障害者手帳）の第 1 種手帳所持者の介助者
 - (2) 前記(2)（療育手帳）の第 1 種手帳所持者の介助者
 - (3) 前記(3)（精神障害者保健福祉手帳）の障害等級 1 級の手帳所持者の介助者